



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2011 AUGUST/124号

★ 不正競争防止法の一部改正法が成立 ★

先月号で特許法等の一部改正法が成立したことをお知らせしましたが、同時に不正競争防止法の一部改正法も成立しています。ねじれ国会にあっても、知的財産関連では与野党間に大きな政策の違いはないため、法案が比較的によく通ります。法律改正の骨子は以下のとおりです。

1. 刑事訴訟手続における営業秘密の秘匿

営業秘密侵害罪(不正競争防止法第21条1項)を被告事件とする刑事手続において、営業秘密が公開の法廷で明らかにされてしまうと営業活動に著しい支障を生ずる可能性があります。それをおそれて、被害者が告訴を躊躇する場合がありますといわれていました。

今回の改正により、営業秘密については、申出により裁判所が秘匿決定(営業秘密の内容を法廷で明らかにしない旨の決定)をすることができることになりました(法第23条1項・3項)。

裁判所がこの秘匿決定をした場合、営業秘密の内容を特定させることとなる事項について呼称等を定めることができ、公開の法廷で営業秘密が明らかにならないような措置をとることができるようになりました(法第23条4項)。たとえば、「原材料A」とか「反応温度Z°C」というような呼称を用いることになるようです。

さらに、裁判所が上記秘匿決定をした場合、一定の要件の下で、公判期日外で証人の尋問や被告人質問をすることができることになりました(法第26条1項)。公開の証人尋問などの席で、証人が興奮して又はうっかりして営業秘密を口走ってしまうような事態を避けるためです。

2. アクセスコントロール等の回避装置に対する規制強化

現行法では、アクセスコントロールやコピーコントロールのような技術的制限手段を回避する機能(たとえば、暗号無効化やコピープロテクション外し)のみを有する装置の提供行為が規制対象とされており(法第2条1項10・11号)、それ以外の機能(たとえば、音楽ソフトの起動)をも併せて有する装置については規制が及びません。その結果、規制が有効に働かず、コンテンツ提供事業者の被害が深刻なものとなっています。

今回の改正により、アクセスコントロール等を回避する機能以外の機能を有していたとしても、実質的にそれを回避するために用いられている場合を新たに規制対象に追加しました。その結果、従来、アクセスコントロール機能以外の機能を有することを理由に規制を免れてきた装置を規制することができるようになることが期待されます。

この種の違法な行為を行う者は、悪質な露天商やネットオークション出品者等が多く、民事訴訟から逃れるため閉店・開店を繰り返しています。また、現行法では、そのような行為は刑事罰の対象にならないため、対応に限界があるとされています。そこで、改正法では、当該装置の提供行為に刑事罰(5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、これらの併科)を科すことができるようにしました。

自社の製品がアクセスコントロール等の技術的制限手段を回避する目的で製造されたものではない場合であっても、そのような機能を併せて有する場合には不正競争防止法の規制対象であるとの指摘を受ける可能性が今後高まるかもしれません。今後は、自社製品が規制対象となるものであるかどうかのチェックを怠らないようにする必要があります。

3. 改正法施行日

「公布の日(平成23年6月8日)から起算して、6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日」です。